

老 発 第 5 0 0 号
平成 11 年 7 月 26 日

各都道府県知事 殿

厚生省老人保健福祉局長

認定調査員等研修事業の実施について

要介護認定に係る調査に従事する者等及び介護認定審査会委員等に対する研修を実施し、もって介護保険制度の円滑かつ適正な実施に資するため、今般、別添のとおり、「認定調査従事者等研修実施要綱」（別添 1）及び「介護認定審査会委員等研修実施要綱」（別添 2）を定めたので、本事業の円滑な実施について十分配慮願いたい。